

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 4 月 17 日

横浜地方裁判所第 3 民事部

裁判所書記官 福 島 純 平

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 5 月 20 日から 令和 7 年 5 月 27 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 6 月 3 日 午前 10 時 00 分 場 所 横浜地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 6 月 16 日 午後 1 時 10 分 場 所 横浜地方裁判所第 3 民事部
特別売却 実施期間	令和 7 年 6 月 9 日 午前 10 時 00 分から 令和 7 年 6 月 9 日 午後 3 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所所定の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 4 月 17 日から当庁物件明細等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 6 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	13, 780, 000 11, 024, 000	一括	2, 756, 000	54, 198	18, 994
1	4, 630, 000				
2	9, 150, 000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|--------------|
| 1 | 所 在 | 横浜市鶴見区上の宮一丁目 |
| | 地 番 | 150番95 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 87.67平方メートル |
-
- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 2 | 所 在 | 横浜市鶴見区上の宮一丁目150番地95 |
| | 家屋 番号 | 150番95 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 43.19平方メートル
2階 43.19平方メートル |
- (現況)
- | | | |
|--|-------|-----------------------------------|
| | 床 面 積 | 1階 43.19平方メートル
2階 約61.65平方メートル |
|--|-------|-----------------------------------|



物 件 明 細 書

令和 7年 2月 6日

横浜地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 福 島 純 平

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等が全て本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|--------------|
| 1 | 所 在 | 横浜市鶴見区上の宮一丁目 |
| | 地 番 | 150番95 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 87.67平方メートル |
-
- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 2 | 所 在 | 横浜市鶴見区上の宮一丁目150番地95 |
| | 家屋 番号 | 150番95 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 43.19平方メートル
2階 43.19平方メートル |
- (現況)
- | | | |
|--|-------|-----------------------------------|
| | 床 面 積 | 1階 43.19平方メートル
2階 約61.65平方メートル |
|--|-------|-----------------------------------|



令和6年(ケ)第316号
令和6年10月1日受理
令和6年11月8日提出

現況調査報告書

横浜地方裁判所

執行官 君和田 久 史

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 横浜市鶴見区上の宮一丁目 |
| | 地 番 | 150番95 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 87.67平方メートル |
| 2 | 所 在 | 横浜市鶴見区上の宮一丁目150番地95 |
| | 家屋 番号 | 150番95 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 43.19平方メートル
2階 43.19平方メートル |

(土地・建物用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり				
住居表示	横浜市鶴見区上の宮1丁目7番25号				
土地	物件1				
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 雑種地（物件 ） ☐ 公衆用道路（物件 ）				
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐				
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）				
その他の事項					
建物	物件2				
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☒ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☒ 床面積：1階 43.19平方メートル 2階 約61.65平方メートル				
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ある 種類： 構造： 床面積：				
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）				
その他の事項					
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ある 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日				
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり				

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者兼所有者の甥)	1 私は、申立債権者の子です。 申立債権者は、債務者兼所有者の妹です。 2 本建物は、債務者兼所有者が居住していましたが、昨年12月末に体調を崩し、現在は、施設に入っています。 私は、時々郵便物を見に来て、施設に持って行っています。 3 本建物は、債務者兼所有者が留守にしていたことから、ゴミを捨てられたりして、近所から心配する声があり、母も含め、私たちが管理するようになりました。 本建物にある家財道具等は、債務者兼所有者の物です。 4 本建物は、水漏れ等はないと思います。 ただし、閉めきっていることもあり、湿気の影響もあると思います が、かび臭いように思います。 5 建物の傾きについては、わかりません。 6 犬を飼っていたことがあると思います。 7 時期はわかりませんが、増築はしていたと思います。 8 隣地との境界のトラブルがあるかどうかわかりません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

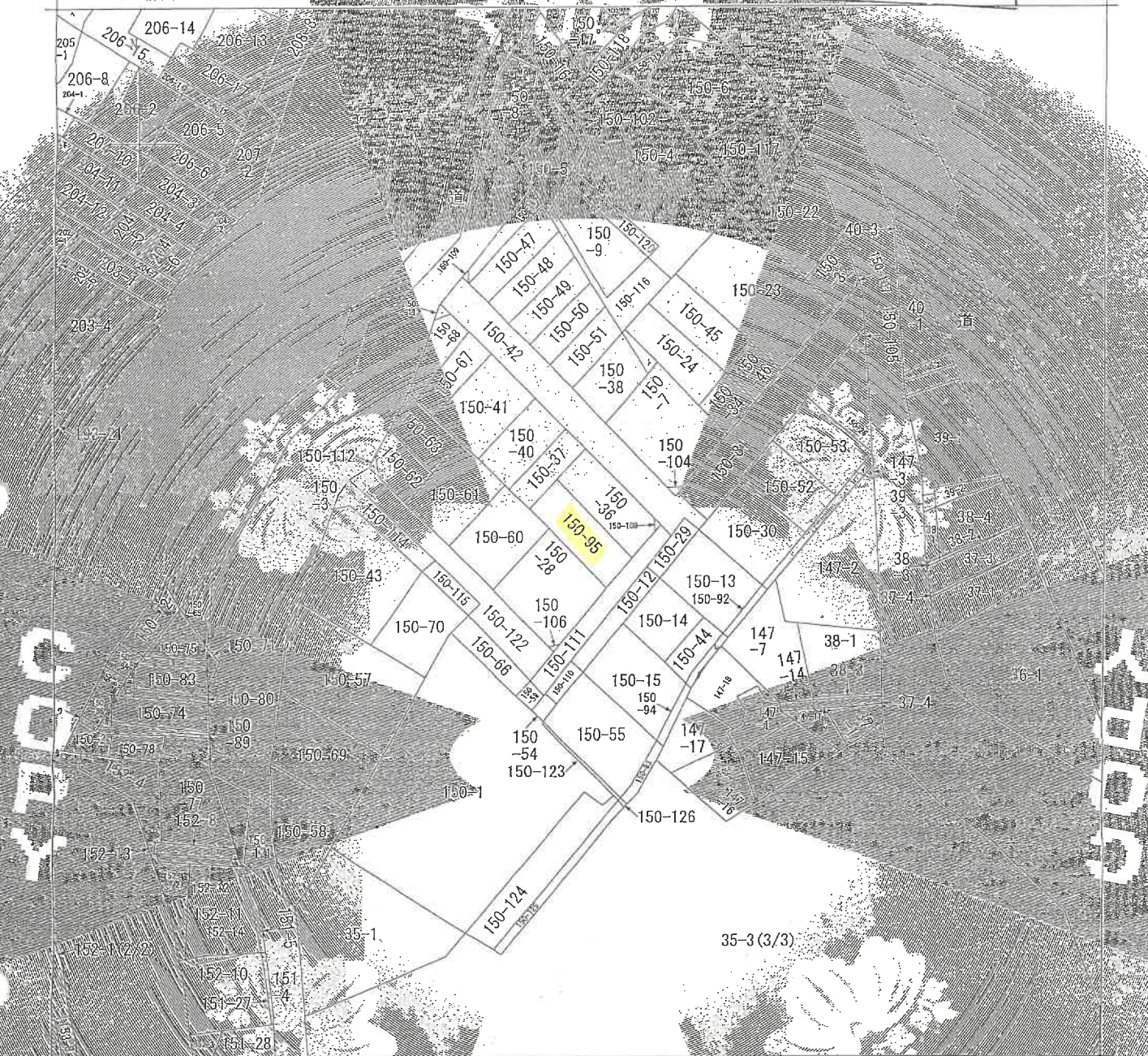
- 1 本土地・建物の状況等は、関係人の陳述、間取図及び添付写真のとおりである。
- (1) 本建物1階LDのカーペットの汚れが顕著であり、床にはたわみが認められた。
また壁面クロスには黄ばみ等の汚れが認められ、築年数の経過した建物であることから経年による劣化や損傷等が認められた。
- (2) 本建物2階に洋室二部屋（約18.46平方メートル）が増築されており、2階の床面積は、約61.65平方メートルである。
令和6年度家屋課税台帳登録事項証明書によれば、「平成3年増改築等」との記載が認められる。
- (3) 本土地西端に電柱がある。
- (4) 本土地南西端に簡易物置があるが、土地との定着性は認められない。
- (5) 評価人の調査によれば、建築計画概要書によると、本建物は、北東側隣家の増築部分として建築された経緯があるとのことである。本建物と隣家との間には若干の隙間があるものと思われるが、隙間部分が外壁と異なる素材のもので覆われているため、確認することができなかった。
- 2 本土地・建物の占有関係等は、2枚目記載のとおりと認めた。
- 3 評価人の調査によれば、本土地南東側で接する道は、市道である。
- 4 本競売申立てにあたり、申立債権者から、本土地所有者と隣接地所有者との間で作成された境界確認書が提出されている。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和6年10月2日(水) 12:00-12:10	目的物件所在地	外観調査(写真撮影), 占有調査 居住者不在(現況調査協力依頼文書投函)
令和6年10月9日(水) 10:45-10:50	目的物件所在地	居住者不在(現況調査協力依頼文書投函) 占有調査
令和6年10月18日(金) 16:00-	書面(郵送)	現況調査期日通知書送付 (調査には親族が立ち会うとの電話連絡あり)
令和6年10月23日(水) 10:15-10:20	横浜地方法務局 神奈川出張所	要約書交付申請
令和6年10月31日(木) 15:45-16:25	目的物件所在地	立入調査(写真撮影), 占有調査 債務者兼所有者の甥と面談・事情聴取 評価人同行
令和 年 月 日() : - :		
令和 年 月 日() : - :		
令和 年 月 日() : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

イ	147-19	ハ	150-97
ロ	150-19	ニ	204-13



（注）地籍に準ずる図面は、土地の図面が明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられる図面を「図面」とし、その略称を「図面」とする。

地番區域見出

上の訂正

上の宮 1 丁
目上の宮 1 丁
上の宮 1 丁
上の宮 1 丁

部 門	所 在	東京市江東区上の谷一丁目		地 番	150番95
出 発	到達	積 込	積 込	積 込	積 込
作 成	年月日	作 成	年月日	作 成	年月日

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である

(横浜地方法務局神奈川出張所管轄)

令和6年8月30日

横浜地方法務局

地圖整理番号：M49641

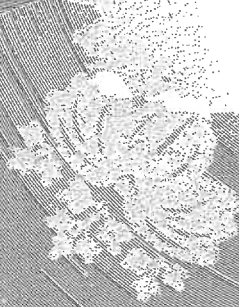
 $(1/2)$

(6 枚目)

150-82
150-87
150-90
150-91
147-12
150-103
147-13
150-79
153-1
151-25

くろくろ

本図面は A3 判を A4 判
に縮小したものである。



くろくろ

CCPD

百
圖
物
建

家屋番号 1150-95

横浜市鶴見区上④富一丁目150番地95

220189

横浜市鶴見区上の富一丁目 150 番地 95

59.2.4

本図面は A3 判を A1 判に縮小したものである。

縮尺 1/500

讀

箱尺 $1/250$

© 2000 The McGraw-Hill Companies

朱德

地区图整理番号: M49642

WORLD

1階 2階 床 面 積

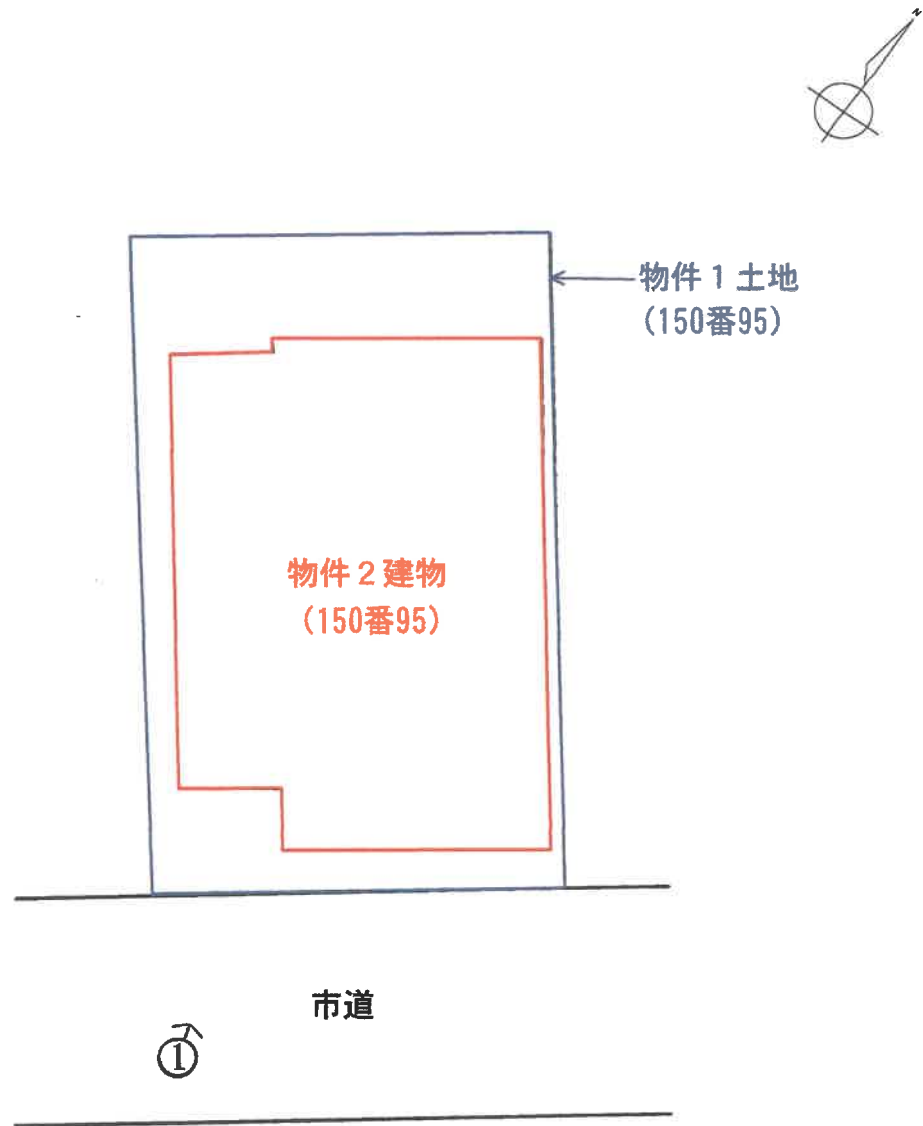
$$4.68 \times 9.23 = 43.1964$$

43, 19⁶⁴ ✓

(9 枚目)

これは図面に記録されている内容を証明
(横浜地方方法務局神奈川出張所所蔵)
令和6年8月30日 横浜地方方法務局

土地建物位置関係図



※本図面は、建物図面や地積測量図等を基に作成した概略図であり、正確なものではない。

←○は写真撮影位置・方向

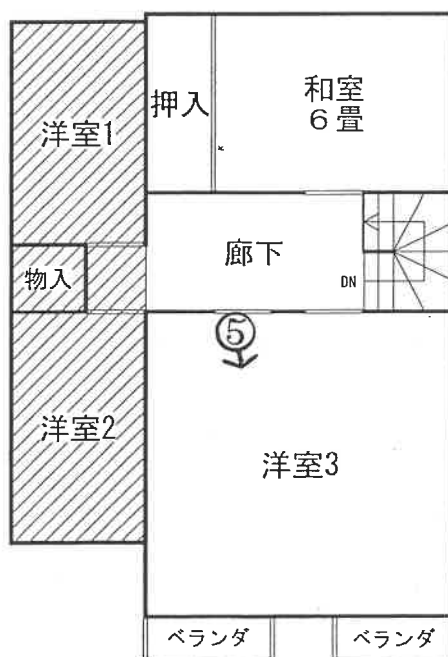
間取図

1 階



2 階

斜線部：未登記増築部分
約18.46㎡



令和6年（ケ）第316号

←○は写真撮影位置・方向

① 建物の外観



② 建物内の状況—LD(1階)



③ 建物内の状況ーキッチン(1階)



④ 建物内の状況ー浴室(1階)



⑤ 建物内の状況－洋室3(2階)



令和 6 年 (ケ) 第 316 号
令和 6 年 10 月 31 日 現地調査
令和 6 年 11 月 14 日 評 価

横浜地方裁判所

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

栗山 亮 印

第1 評価額

一括価格（合計）	
金13,780,000円	
内 訳 価 格	
物 件 1（土地）	金4,630,000円
物 件 2（建物）	金9,150,000円

- ① 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 58 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり	
2		床 面 積 1 階 43.19㎡ 2 階 約61.65㎡ (住居表示) 上の宮一丁目7番25号
特 記 事 項		
特になし		

* 現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じである。

物 件 目 録

- 1 所 在 横浜市鶴見区上の宮一丁目
地 番 150番95
地 目 宅地
地 積 87.67平方メートル
- 2 所 在 横浜市鶴見区上の宮一丁目150番地95
家屋 番号 150番95
種 類 居宅
構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 43.19平方メートル
2階 43.19平方メートル



第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R 横浜線・東急東横線「菊名」駅の東方約1.2km（道路距離） 最寄バス停「上の宮中学」より徒歩約3分 （附属資料「位置図」参照）	
付近の状況	中規模一般住宅が多い傾斜地の住宅地域	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 60% 100% 準防火地域 第1種高度地区、宅地造成工事規制区域
画地条件	規模 形状 間口・奥行 地勢	87.67㎡ 長方形 間口約7.4m、奥行約11.7m 道路面とはほぼ等高であり、地勢は概ね平坦である。
接面道路の状況	南東側にて、幅員約4.5mの舗装市道（建築基準法第42条第1項）と、ほぼ等高に約7.4m接面する。	
土地の利用状況等	物件2の建物敷地等として利用されている。 建物の配置は附属資料「土地建物位置関係図」のとおり	
供給処理施設	上水道 ガス 下水道	あり あり 事業者提供図面によると、南東側に本管が埋設されている。特記事項参照
特記事項	◇敷地の屈曲点に境界標等が確認でき、形状は概ね地積測量図のとおりと判断した。なお、本競売申立てにあたり、債権者から本土地所有者と隣接地所有者との間で作成された境界確認書が提出されている。 ◇南西端に、簡易物置が1基ある。 ◇前記のとおり、事業者提供図面によると、南東側市道に下水管が埋設されている。しかし、本件敷地の南東側に接続桝の表示はない。物件2建物の建築計画概要書の配置図や現況から、本件敷地の污水管は北東側隣地（150番36）を通し、北東方の市道の下水管に接続している可能性がある。 ◇敷地の西端に、電柱が1本ある。	

特 記 事 項	◇物件1土地の敷地規模は、地域の敷地面積最低限度（100㎡）を下回っている。しかし、横浜市が敷地面積の最低限度を定めた平成8年5月以前から、本件土地は建築物の敷地として利用されていたことなどから、当該地での再建築は認められる可能性が高い。
---------	--

2. 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 残存耐用年数	建 築 年 月 日	昭和58年6月30日新築（登記記載）
	経 過 年 数	約42年
	経済的残存耐用年数	既に超過している。
仕 様	構 造	軽量鉄骨造2階建
	屋 根	亜鉛メッキ鋼板葺
	外 壁	軽量気泡コンクリート等
	内 壁	ビニールクロス等
	天 井	ビニールクロス等
	床	畳、カーペット、塩ビシート等
	設 備 そ の 他	トイレ、浴室、キッチン等
床面積（現況）	1階：43.19㎡、2階：約61.65㎡、延べ：約104.84㎡	
現 況 用 途 等	種 類	居宅
	間 取 り	4LDK （附属資料間取図のとおり）
品 等	普通	
保守管理の状態	劣る	
建物の利用状況	令和6年10月31日内部立入調査 所有者が占有している。	
特 記 事 項	◇2階に未登記増築部分（約18.46㎡）があり、現況床面積は上記のとおりである。なお増築により、建築面積（約61.65㎡）は適用建蔽率（60％）を約17.2％、延床面積（約104.84㎡）は基準容積率（100％）を約19.6％超過している。 ◇建築計画概要書によると、物件2建物は北東隣地上の建物の増築部分として建築された経緯がある。この2つの建物の間には、若干の隙間があるものと思われるが、隙間部分が外壁と異なる素材のもので覆われており、状況を確認できなかった。 ◇LDの床には、たわみが感じられた。また、LDのカーペットの汚れが顕著であったほか、壁紙には黄ばみ等が見られた。 ◇室内には、全体的にカビの臭いがした。 ◇築年数の経過した建物であり、経年相応の劣化や損傷等が見られた。 ◇本件建物は、検査済証の交付を受けていない。	

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画 地 価 格 (円/㎡)	個別 格 差	更地価格 (円/㎡)	地 積 (㎡)	建付 減価	建付地価格 (円)
1	280,000	95 100	266,000	×87.67	×0.9	= 20,990,000

標準画地価格：標準画地価格は下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して決定した。

公示地 横浜鶴見－8

$$\begin{array}{ccccccc}
 & & & \text{標準化} & & & \\
 \text{地価公示価格} & \text{時点修正} & \text{補 正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} & & \\
 272,000 \text{ 円/㎡} & \times \frac{103}{100} & \times \frac{100}{100} & \times \frac{100}{100} & = & 280,000 \text{ 円/㎡} &
 \end{array}$$

◇時点修正：令和6年1月1日から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：標準画地で補正の必要なし

◇地域格差：公示地の所在地域は対象地域に比し交通接近条件、環境条件等の総合格差で上記のとおり

◇個別格差：規模が小さいこと、下水管が他人地を経由している可能性があること等で劣り、総合格差で上記のとおり

◇建付減価：建付減価率を10％と判定した。

② 物件 2 (建物)

目的建物は建築後約 42 年を経過する建物であり、その市場価値は残り少ないことを考慮し、再調達原価（1 m²当り 280,000 円と査定）の 3%をもって建物価格とした。

物件 番号	再調達原価 (円/m ²)	現況延床面積 (m ²)	現価率	建 物 価 格 (円)
2	280,000	× 104.84	× 0.03	= 880,000

2. 評価額の判定

前記により求めた価格を基に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 敷地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円)	土地利用権等割合 (注)		土地利用権等価格 (円)
1	20,990,000	×	0.65 法定地上権	= 13,640,000

(注) 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を65%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価格 (円)	土地利用権等 価格の控除及び加算 (円)	占有 減価 修正	市場性 修正	競売市 場修正	その他 の控除	評 価 額 (円)
1	20,990,000	－ 13,640,000		× 0.9	× 0.7		= 4,630,000
2	880,000	＋ 13,640,000	× 1.0	× 0.9	× 0.7		= 9,150,000
一括価格 (合計)							= 13,780,000

占有減価修正：必要なし

市場性修正：増築により、建蔽率及び容積率が超過していることから違法建築の可能性を考慮し、市場性修正を-10%と査定した。

競売市場修正：-30%と判定した。

その他の控除：必要なし

第6 参考価格資料

1. 公示地価格 横浜鶴見-8

所 在：横浜市鶴見区上の宮一丁目 150 番 14 外「上の宮 1-6-14」

価 格：272,000 円／㎡

位 置：J R 横浜線・東急東横線「菊名」駅約 1.2 km

価 格 時 点：令和 6 年 1 月 1 日

地 積：145 ㎡

供給処理施設：水道、ガス、下水

接 面 街 路：北西側 4.5m 市道

用 途 指 定 等：第 1 種低層住居専用地域（建蔽率 60%，容積率 100%）、
準防火地域

地 域 の 概 要：中規模一般住宅が多い傾斜地の住宅地域

2. 固定資産税評価額（令和 6 年度）

物件 1 14,760,121 円

物件 2 1,411,351 円

第7 附属資料の表示

位置図

土地建物位置関係図

公図写

地積測量図写（本図面は A3 判から A4 判へ縮小したものである。）

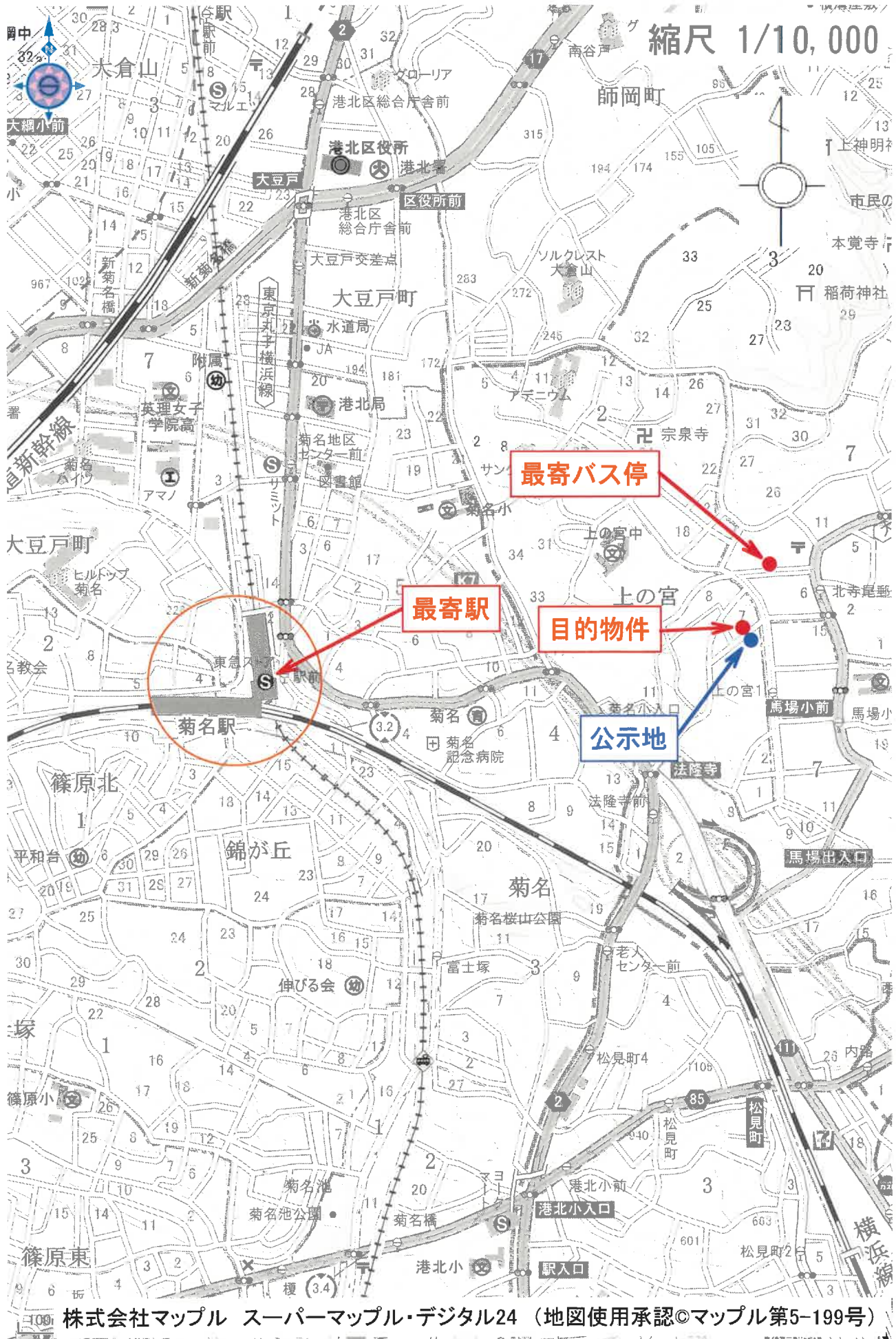
建物図面・各階平面図写（本図面は A3 判から A4 判へ縮小したものである。）

間取図

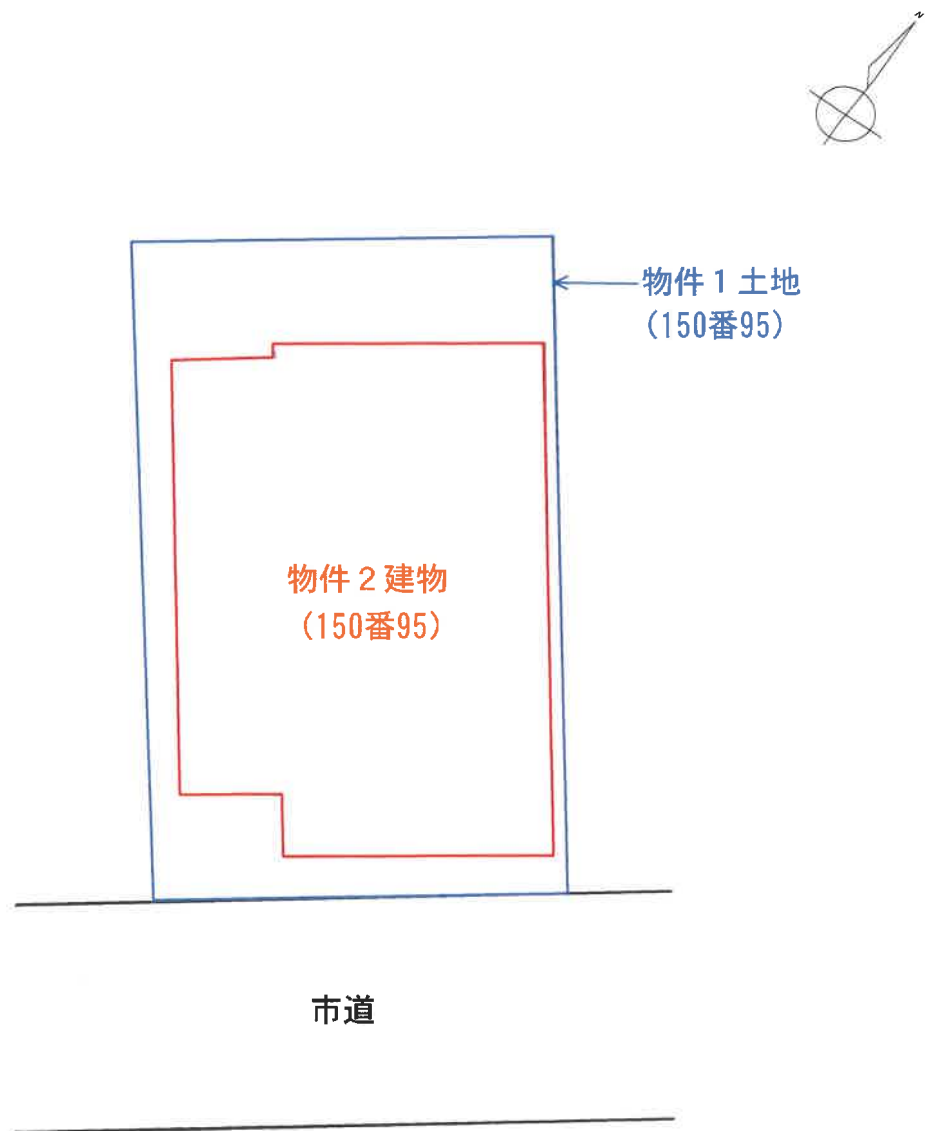
以 上

位置図

縮尺 1/10,000



土地建物位置関係図



※本図面は、建物図面や地積測量図等を基に作成した概略図であり、正確なものではない。

公図(写)

縮尺 1/600



は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付け
土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



登記年月日：昭和58年6月2日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(横浜地方方法務局神奈川出張所筆跡)
令和6年8月30日 横浜地方方法務局

305991

三斜法面積計算表

② 150-95

$$13,916 \times (6,200 + 6,400) \times \frac{1}{2} = 87,6708 \text{ m}^2$$

① 150-36

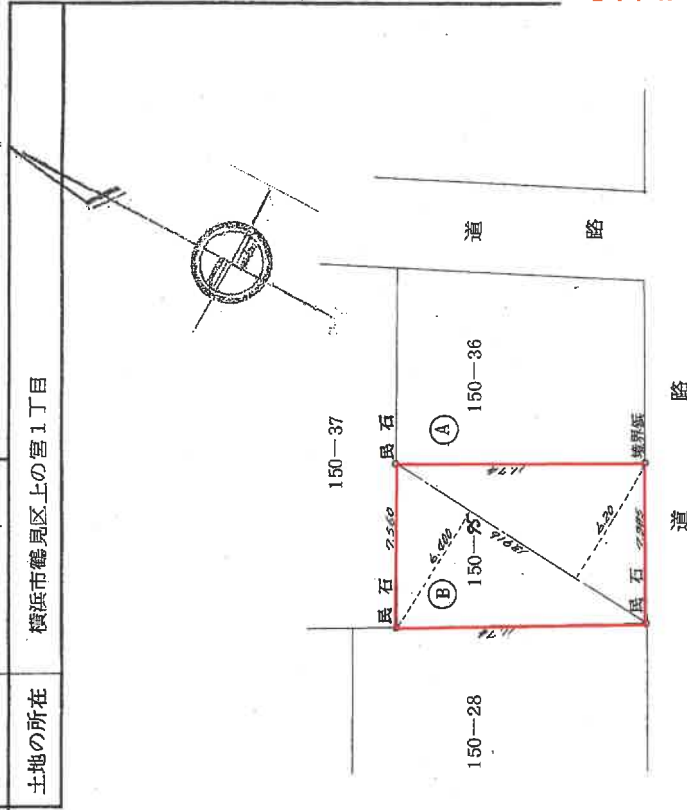
$$198 - 87,6708 = 110,3292 \text{ m}^2$$

物件 1

地 番
150-95, -36

土地の所在
横浜市鶴見区上の宮1丁目

前150-36 復150-36, 95 新
地積測量図



【本図面はA3判からA4判へ縮小したものである】

地積測量図 (写)

縮尺
1/250

申請人

昭和58年3月9日作製

作製者

(日本土地家屋調査士会連合会印)

地図登録番号：M49640

登記官

登記年月日：昭和59年2月14日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(横浜地方裁判所 神奈川出張所管轄)
令和6年8月30日 横浜地方裁判所

登記官

建物図面・各階平面図 (写)

【本図面はA3判からA4判へ縮小したものである】

59.2.14

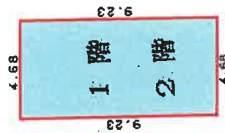
建物図面

家屋番号 1150～95

建物の所在 横浜市鶴見区上の宮一丁目150番地95

各階平面図

220139



(各階同型)

1階 床面積
2階

$$4.68 \times 9.23 = 43.1964$$

43.1964 m^2 ✓



物件2 建物

物件1 土地



作製者

8月28日(作製)

縮尺 1/250

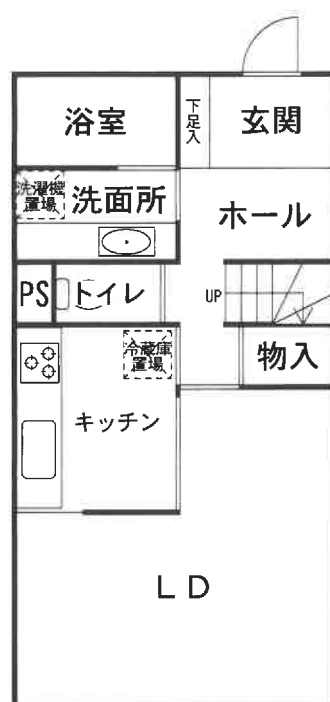
申請人

縮尺

1/500

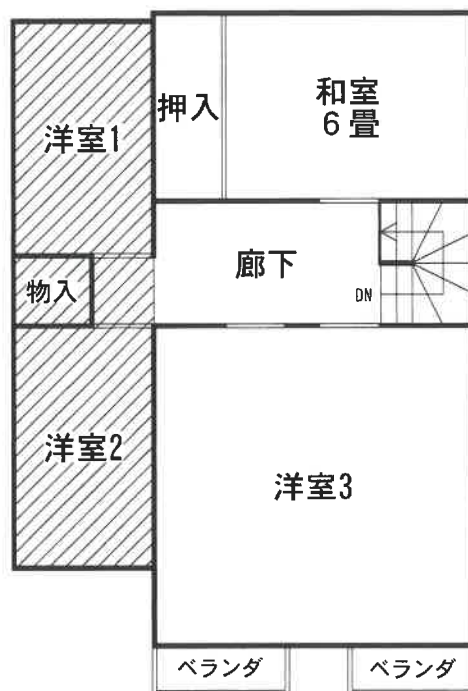
間取図

1 階



2 階

斜線部：未登記増築部分
約18.46㎡



令和6年(ケ)第316号